## 火災とまぎらわしい煙又は火炎 を発するおそれのある行為の 届出書

亀山	ı市消防長	、様						年	月	日
					届出者 住	前				
					氏	名				印
目		的								
	日		時	自	年	月	日	時	分	
			HvJ	至	年	月	日	時	分	
行	場		所							
為	現場	<b>責</b> 任	者				電話(	)		番
	燃 焼 物 及び数量	の品	· 名 積)							
人		員								
消	火器	具								
焼却時の連絡方法									•事	前
<b>然如时</b> の连桁刀法							·事	後		
受	受 付 欄		備				考			

## 注意事項

- 1. 水バケツ、消火器等を必ず準備すること。又、燃焼の規模、方法によっては、さらに高性能の消火器具を備えること。
- 2. 気象状況、燃焼状態の変化に対応できるよう責任ある監視人を必要数つけること。 人数については別表を参考にして下さい。
- 3. 当該行為が長期間に及ぶ場合、作業の開始、終了時、そのつど連絡をすること。
- 4. 当該行為の発生場所の周囲に消防対象物(学校、事業所、危険物施設、その他) がある場合、所有者又は責任者と連絡をとること。
- 5. 必要に応じ付近の見取図を添付すること。
- 6. 原則として日の出後に着手し、日没までに終了すること。
- 7. 火災警報発令時は、行為を中止すること。又、気象状況、燃焼状態等、火災発生 の危険性が大であると判断した場合、消防署長は当該行為を制限する場合があり ます。

## 別表

0. 5ヘクタールまで	10人以上
0. 5ヘクタールを超え 1. 0ヘクタールまで	15人以上
1. 0ヘクタールを超え 2. 0ヘクタールまで	20人以上